

## 所定疾患施設療養費

平成24年4月の介護報酬改訂により、介護老人保健施設において、入所者により適切な医療を提供する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、治療の実施状況をご報告して参ります。

### 令和7年度 所定疾患施設療養費 算定状況(令和7年4月～令和8年3月)

厚生労働省の規程に基づき、下記の通り所定疾患施設療養費の算定状況を公表します

#### 肺炎

	件数	治療延べ日数	平均治療期間
合計	4 件	21 日	5.3 日

#### 尿路感染症

	件数	治療延べ日数	平均治療期間
合計	34 件	271 日	8.0 日

#### 带状疱疹

	件数	治療延べ日数	平均治療期間
合計	1 件	10 日	10.0 日

#### 蜂窩織炎

	件数	治療延べ日数	平均治療期間
合計	6 件	50 日	8.3 日

#### 慢性心不全の増悪

	件数	治療延べ日数	平均治療期間
合計	0 件	0 日	0.0 日

#### ※算定条件

①所定疾患施設療養費Ⅱは、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

②所定疾患施設療養費Ⅱと緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおり。

イ 肺炎    ロ 尿路感染症    ハ 带状疱疹    ニ 蜂窩織炎    ホ 慢性心不全の増悪

④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

⑤慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。

⑥算定する場合にあつては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑦当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

⑧当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

独立行政法人地域医療機能推進機構  
神戸中央病院附属介護老人保健施設  
施設長 沢田 尚久